

第4章 環境学習の推進

1. 環境学習をとりまく現状

(1) 「環境教育」と「環境学習」

一般的に「環境教育」は、教育を提供する側である行政や学校が主体となる場合に用いられ、「環境学習」は、学習する側である市民が主体となる場合に用いられています。

「教育」とは、「意識的に目的・手段をもって人間形成に働きかける過程または社会的機能（「現代教育用語辞典」中谷彪ほか著）」と解釈されています。また、「環境教育」とは、「自然環境の有限性に注目し、環境破壊を防ぎ、環境問題を解決し、自然との調和に基づく、持続的な社会づくりを目的とする教育（広辞苑第6版）」とされています。

市民が主体的に学習する学習活動として「生涯学習」がありますが、我孫子市の「生涯学習推進計画」では、生涯学習活動は、一般的に家庭教育・学校教育・社会教育の領域にわたり、趣味、文化、スポーツ、レクリエーション及びボランティア活動を「生涯にわたって継続的かつ自らの意思で自主的に行うあらゆる学習」とされています。つまり、環境学習もまた生涯学習の一つとなるのです。

我孫子市では、市民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、身近な自然を知り、その保全や活用の方法を学び活動していくことで未来に自然環境や生活環境を伝えていく持続可能な社会を実現することを目的として、様々な計画の中で「環境学習」を施策として位置づけ、推進しています。

(2) 世界の動き

平成 14（2002）年の国連総会で、日本の NGO と日本政府が提案し「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議が採択されました。平成 17（2005）年から平成 26（2014）年までの 10 年間「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取り組みと国際協力を積極的に推進するよう、各国政府に働きかける国連のキャンペーンが行われ、平成 25（2013）年の第 37 回ユネスコ総会において、平成 27（2015）年以降の持続可能な開発のための教育の枠組みである「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」が採択されました。

(3) 日本の動き

日本では平成 15（2003）年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立し、平成 24（2012）年 10 月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行されました。

この法律は、持続可能な社会をつくっていくためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全が大切であり、一人ひとりの環境についての理解を深め、協働で取組を進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進する法律です。

(4) 千葉県環境学習

千葉県では、環境教育政府間会議や日本環境教育学会の設立など、国内外での環境教育に対する気運の高まりを踏まえ、平成 4（1992）年に「千葉県環境学習基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて環境学習を展開しています。平成 19（2007）年 9 月には、新

たな「千葉県環境学習基本方針」が策定されました。

(5) 我孫子市の環境学習

我孫子市では、生活の身近に「汚濁した手賀沼」という環境問題が存在したことから、学校教育・生涯学習・市民活動として環境学習が盛んに行われてきました。

手賀沼の水質が悪化しはじめた昭和40年代から、市民による「石けん使用推進運動（当時の合成洗剤にはリンが含まれていたため石鹼を奨励する運動）」が始まり、我孫子市の市民活動が活発となるきっかけとなりました。その後も、水質浄化・環境美化・文化など様々な分野から手賀沼学習が盛んに行われ、市町村や分野の枠を超えて手賀沼浄化のために活動する「美しい手賀沼を愛する市民の連合会」のように、いくつもの団体からなる大規模な市民団体も生まれました。

また、学校教育でも、我孫子の豊富な自然環境を生かし、総合学習の時間などに稲作体験・自然観察・手賀沼学習などが実施されています。

2. 我孫子市の環境学習の推進

(1) 我孫子市の施策

我孫子市では、環境基本計画（改訂版）において環境学習を施策として位置づけ、推進しています。

環境基本計画（改訂版）

第3部 環境づくりの具体的な展開

第1章 自然環境を活かしたまちづくり

(2) 環境を活かしたまちの活力づくり

2) 環境を活かしてまちの活力をつくる

環境を活かし新たな観光や環境学習事業を展開する【環境基本計画（改訂版）P.68】

第4章 環境にやさしい新たなライフスタイルと社会システムづくり

1. 環境にやさしいライフスタイルづくり

(3) 環境にやさしいくらしを学び、行動し、広げる

1) くらしの中で環境学習に積極的に取り組み、活動を広げる【環境基本計画（改訂版）P.94】

(2) 我孫子市の環境学習体系

我孫子市では、次の5つを主な目的として環境学習事業を進めています。

1) 環境学習の推進

市民が様々な環境学習に参加できるように、環境学習の機会を提供し、環境学習を推進します。

＜実施事業例＞

- ・ ジャパンバードフェスティバルの開催
(手賀沼課・鳥の博物館・商業観光課・あびこの魅力発信室)
- ・ 岡発戸・都部の谷津自然観察会の実施 (手賀沼課)
- ・ 水の館プラネタリウム「星空たんけん観望会」の実施 (手賀沼課)

2) 手賀沼を活かした環境学習の推進

市民が手賀沼に親しめるように手賀沼を活かした環境学習の機会を提供し、環境学習を推進します。

＜実施事業例＞

- ・ アクセスディンギーヨット・カヌーの活用 (手賀沼課)
- ・ 手賀沼遊歩道での自然観察会「てがたん」の実施 (鳥の博物館)
- ・ 手賀沼船上学習の実施 (手賀沼課)

3) 子どもへの環境学習の充実

幼児から中学生までを主な対象とした環境学習の充実を図ります。

＜実施事業例＞

- ・ 小学生を対象とした夏休みの工作やプランクトン観察講座の実施 (手賀沼課)
- ・ 学校での総合学習の実施 (市内小中学校・指導課)
- ・ 生涯学習出前講座の実施 (生涯学習課)

4) 環境学習指導者の育成

環境学習に関わる指導者の育成を図ります。

＜実施事業例＞

- ・ 環境レンジャーの支援・育成 (手賀沼課)
- ・ 鳥の博物館友の会会員・市民スタッフとの連携 (鳥の博物館)

5) 環境学習拠点の整備

水辺・公園・学習施設など環境学習の拠点を整備します。

＜実施事業例＞

- ・ 岡発戸・都部谷津ミュージアムの整備 (手賀沼課)
- ・ 手賀沼親水広場の整備 (手賀沼課)

3. 手賀沼課の環境学習事業

(1) 子どもへの環境学習

1) 手賀沼賞

教育委員会と連携し、平成10(1998)年9月より、小中学校科学作品展に出品された手賀沼やその自然環境を題材とした作品の中から、特に優秀な作品を小中学校科学作品展の審査員が選出し、手賀沼賞を授与しています。

2) 手賀沼船上見学

第2部 第1章 3.(4)3)手賀沼船上見学会及び学習会(p.40)をご参照ください。

3) 水辺の環境学習事業

主に市内の小中学生を対象とし、手賀沼を身近に感じたり、環境について改めて考えたりするための環境学習事業を実施しています。

●令和4(2022)年度 / アビスタ・手賀沼親水広場など

	実施日	参加者数
① 紙粘土で花瓶等を作ろう!	8月4日・11日	22名
② 船から見る手賀沼のふしぎ<船上学習>	7月27日	29名
③ プランクトンをつかまえて顕微鏡で観察しよう!	7月28日・8月3日	32名
④ カヌー体験学習会	8月21日	20名
⑤ 手賀沼うき浮き魚ッチ!	5月22日	11名
⑥ 手賀沼水辺探検(於 曙橋)	9月25日	中止
⑦ バードフィーダー作り	12月10日	3名
⑧ 紙飛行機工作と飛行大会	2月18日	23名
	計	140名

※①～④は夏休み期間に実施

4) その他

小中学生の調べ学習など、学校での環境学習の支援を随時実施しています。

(2) 環境学習指導者の育成

1) 環境レンジャー事業

○環境レンジャーとは

- ・我孫子市は、環境レンジャーを市民の環境保全活動を支援する環境ボランティアリーダーとして位置づけ、その育成及び活動に対する支援を行っています。
- ・環境レンジャーサポーターを随時募集し、応募者には環境レンジャーの活動をサポートしながら環境への理解を深めてもらい、その理解度により新たな環境レンジャーとして認定します。

○令和4（2022）年度活動支援内容

市民の環境に対する意識の向上を目的とした環境レンジャーの様々な活動を支援しています。

①ネイチャー・イン（年4回）

日程	事業名	一般参加者	レンジャーサポーター	計
4月16日	春の谷津の自然観察	13	6	19
7月30日	ホテル観賞会	48	7	55
11月19日	ハケの道 自然と史跡散策	5	5	10
1月29日	手賀沼の冬鳥船上観察会	25	3	28
合 計		91	21	112

②環境レンジャー通信「たまっけ」発行（年3回）

- ・83号 令和4（2022）年4月
- ・84号 令和4（2022）年10月
- ・85号 令和5（2023）年1月

③環境学習（年4回）

前ページ「3）水辺の環境学習事業」のうち、①②⑦⑧を実施

④あびこ子どもまつりへの参加

環境レンジャー活動パネル展示

⑤その他

市民のチカラまつり、Enjoy手賀沼！等での啓発活動

2）谷津学校の運営

第3部第2章2.（2）谷津学校(p.85)をご参照ください。

(3) 環境学習拠点の整備

以下の施設等を整備・管理しています。①～③はそれぞれの章(p.86)をご参照ください。

①谷津ミュージアム田んぼ広場整備事業

②谷津ミュージアムホテル・アカガエルの里の整備・管理

③谷津ミュージアム多自然型護岸整備モデル事業

④手賀沼親水広場の整備